

## 被措置児童等虐待ガイドライン(案)のポイント①

- 本「ガイドライン」は、被措置児童等に対する虐待の防止のための取組を進め、また的確な対応を図るため、都道府県における対応の参考に、作成したものである。
- 今後、各都道府県においては、本「ガイドライン」を参考としつつ、被措置児童等虐待防止のため適切な体制整備を図るとともに、各都道府県における関係者(児童相談所、施設等、市町村等)と共通認識を作るための取組や対応方針作りを進めることが必要である。

# 被措置児童等虐待ガイドライン(案)のポイント②

## I 被措置児童等虐待の防止に向けた基本的視点

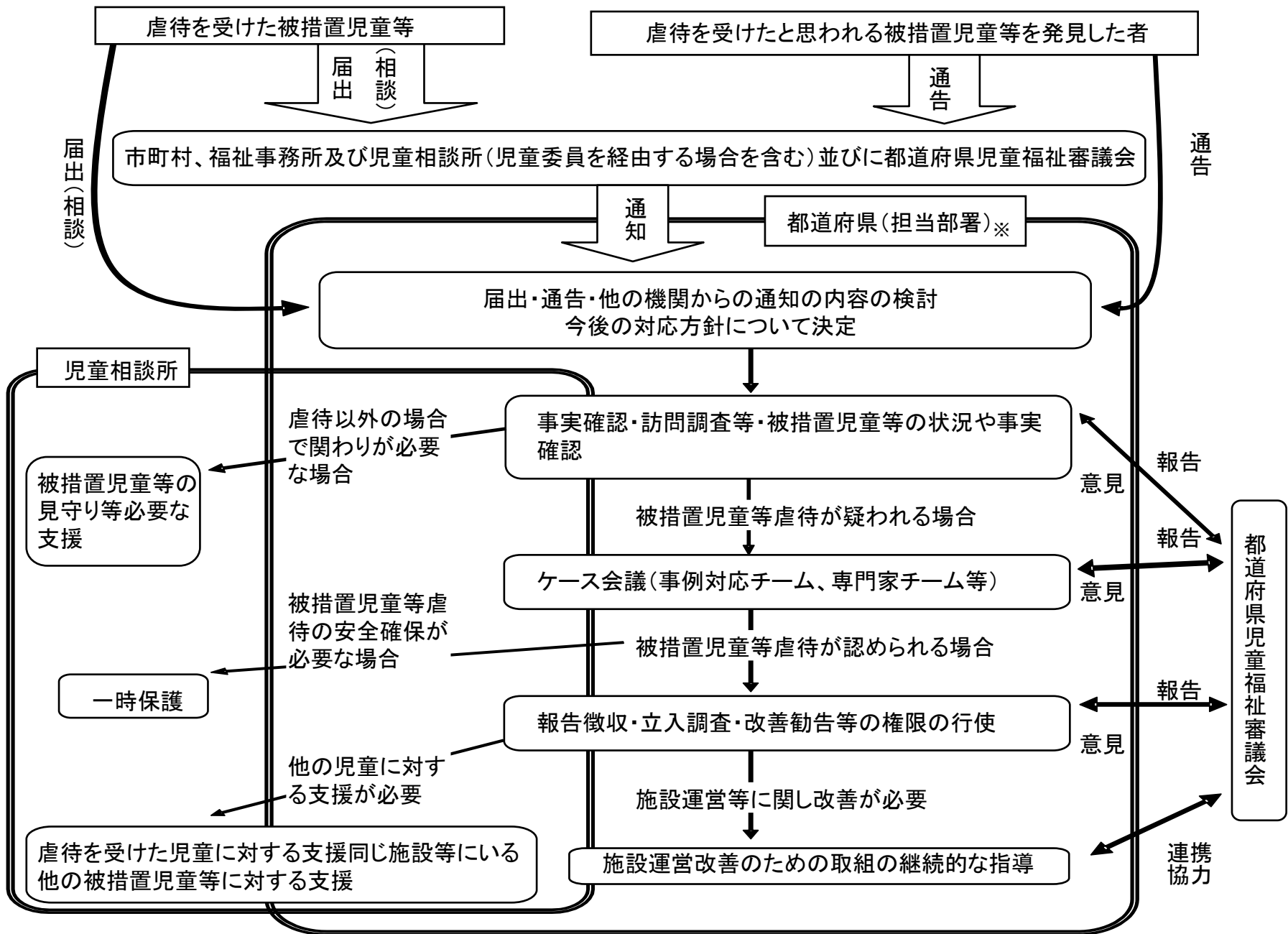
1. 被措置児童等虐待防止対策の制度化の趣旨
2. 基本的な視点
3. 留意点

## II 被措置児童等虐待に対する対応

1. 被措置児童等虐待とは(定義)
2. 児童虐待防止法との関係
3. 被措置児童等虐待対応の流れ(イメージ)
4. 早期発見のための取組と通告・届出に関する体制
5. 初期対応
6. 被措置児童等の状況の把握及び事実確認
7. 被措置児童等に対する支援
8. 施設等への指導等
9. 都道府県児童福祉審議会の体制・対応
10. 被措置児童等虐待の状況の定期的な公表
11. 被措置児童等虐待の予防等

## III 参考資料(通告受理票)

# 被措置児童等に対する虐待への対応の流れ(イメージ)



\*各都道府県において担当の主担当となる担当部署を定めておくことが必要

## 都道府県児童福祉審議会の役割

■ 都道府県児童福祉審議会には大きく分けて4つの役割があります。

- ① 被措置児童等虐待の通告・届出を受けること
- ② 都道府県の講じた措置等について報告を受けること
- ③ 必要に応じ、都道府県に対し、意見を述べること  
～被措置児童等虐待に対する対応等について、専門的・客観的な立場から意見を述べる仕組みを取り入れることで、都道府県によるよりの確な対応が可能となるよう設けられた仕組み
- ④ 必要に応じ、調査を行うこと  
～都道府県(担当部署)や児童相談所だけでは調査が困難な場合や都道府県から報告された事項だけでは不十分な場合等には、必要に応じて、関係者から意見の聴取や資料の提供を求めることができます。

## 被措置児童等虐待の予防等

■ 施設における被措置児童等虐待を予防し、また、虐待が発生した場合も再発防止を図るためには、以下のような取組が進められるよう、都道府県として常に配慮することが必要と考えます。

さらに、本ガイドラインも参考としつつ、各都道府県において、ケアのあり方や権利擁護を図るための取組方法などについてガイドラインを作成すること、関係者の勉強会を行うこと等を通じ、都道府県内の関係者が共通の認識と、連携を深め、それぞれの各地域でよりよいケアが行うことができる体制作りを進めていくことが何よりも重要です。

- ① 風通しのよい組織運営
- ② 開かれた組織運営
- ③ 職員の研修、資質の向上
- ④ 子どもの意見をくみ上げる仕組み等